

資料編

目 次

資料編 1 調査対象施設.....	1
資料編 2 基準年度（2013年度）温室効果ガス排出量調査.....	7
1 基準年度（2013年度）の施設分類別活動量.....	7
2 基準年度（2013年度）の施設分類別温室効果ガス排出量.....	9
資料編 3 2021年度温室効果ガス排出量調査.....	11
1 2021年度の施設分類別活動量.....	11
2 2021年度の施設分類別温室効果ガス排出量.....	13
資料編 4 地球温暖化対策の推進に関する法律.....	15
地方公共団体に関する条文（抜粋）	15
資料編 5 環境関連用語集.....	20

資料編Ⅰ 調査対象施設

実行計画の対象施設等を資料編表Ⅰ～資料編表Ⅵに示す。

資料編 表Ⅰ 調査対象施設

大分類	中分類	小分類	課・施設名 (2013年度)	課・施設名 (2021年度)
行政系施設	庁舎等	本庁舎	本庁舎(庁舎別館)	本庁舎(庁舎別館)
			人事秘書課	総務課
			総務課	総務課
			財政課	財政契約課
			税務課	税務課
			危機管理課	危機管理課
			人権啓発課	人権啓発課
			企画調整課	企画情報課
			情報管理課	
				復興支援課
			会計課	会計課
			議会事務局	議会事務局
			監査事務局	監査事務局
			農業委員会事務局	農業委員会事務局
			社会福祉課	社会福祉課
				子育て支援課
			高齢福祉課	高齢福祉課
			保険環境課	保険年金課
			市民課	市民生活課
			市民サービスセンター	市民サービスセンター
			産業振興課	商工業課
			商工観光課	観光まちづくり課
			農林水産課	農林水産課
				農山漁村整備課
			建設課	建設課
			都市整備課	都市整備課
			下水道課	下水道課
			水道課	水道課
			治水第1課	治水課
			治水第2課	
			教育総務課	教育総務課
			学校教育課	
			国体準備課	
			生涯学習課	生涯学習課
				文化スポーツ課
		庁舎別館		庁舎第2別館
			庁舎第3別館	庁舎第3別館
		長浜支所	長浜支所庁舎	長浜支所庁舎(長浜図書館)
			地域振興課(長浜)	
			港湾水産課	
			長浜図書館	
		肱川支所	肱川支所庁舎	肱川支所庁舎
			地域振興課(肱川)	
		河辺支所	河辺支所庁舎	河辺支所庁舎(河辺保健センター)
			地域振興課(河辺)	
	消防施設	消防詰所	各消防詰所	各消防詰所
			白滝防災集会所	白滝防災集会所
		防災施設	防災センター	防災センター
			防災無線	防災無線

資料編 表 2 調査対象施設

大分類	中分類	小分類	課・施設名 (2013年度)	課・施設名 (2021年度)
市民文化系施設	集会施設	集会所	毛利記念館	毛利記念館
			三世代交流館	三世代交流館
			河辺農業構造改善センター	河辺農業構造改善センター
			河辺ふるさと生活館	河辺ふるさと生活館
			肱川基幹集落センター	肱川基幹集落センター
			各市立集会所	各市立集会所
			各地区集会所	各地区集会所
			八多浪集会所	八多浪集会所
			沖浦漁港集会所	沖浦漁港集会所
			長浜高齢者コミュニティセンター	長浜高齢者コミュニティセンター
	文化施設	市民会館	市民会館	市民会館
社会教育系施設	集会施設	社会教育集会所	各社会教育集会所	各社会教育集会所
		隣保館	大洲隣保館	大洲隣保館
			大洲福祉会館	大洲福祉会館
			今坊友愛館	今坊友愛館
		公民館・分館	肱南公民館	肱南公民館
			肱北公民館	肱北公民館(社会教育センター・博物館)
			博物館	
			久米公民館	久米公民館
			平公民館	平公民館
			平野連絡所	平野公民館(平野連絡所)
			南久米連絡所	南久米公民館(南久米連絡所)
			菅田連絡所	菅田公民館(菅田連絡所)
			大川連絡所	大川公民館(大川連絡所)
			柳沢連絡所	柳沢公民館(柳沢連絡所)
			新谷連絡所	新谷公民館(新谷連絡所)
			三善連絡所	三善公民館(三善連絡所)
			八多喜連絡所	八多喜公民館(八多喜連絡所)
			上須戒連絡所	上須戒公民館(上須戒連絡所)
			ふれあい会館	長浜公民館(長浜ふれあい会館)
			長浜公民館	
			沖浦公民館	沖浦公民館
			櫛生連絡所	櫛生公民館(櫛生連絡所・櫛生福祉センター・櫛生診療所)
			櫛生福祉センター	
			櫛生診療所	
			出海連絡所	出海公民館(出海連絡所)
			大和連絡所	大和公民館(大和連絡所)
			豊茂連絡所	豊茂公民館(豊茂連絡所)
			白滝連絡所	白滝公民館(白滝連絡所)
			喜多瀬連絡所	今坊公民館(喜多瀬連絡所・長浜しおさい館)
			肱川公民館	肱川公民館(肱川保健センター・肱川図書館)
			肱川保健センター	
			肱川図書館	
			河辺公民館	河辺公民館(河辺図書館)
			文化研修センター	文化研修センター
			正山自治センター	正山自治センター
			岩谷自治センター	岩谷自治センター
			大谷自治センター	大谷自治センター
			予子林自治センター	予子林自治センター
			青島連絡所	
			肱北公民館五郎分館	肱北公民館五郎分館
			肱北公民館田口分館	肱北公民館田口分館
			平野公民館平地上分館	平野公民館平地上分館
			大川公民館蔵川分館	大川公民館蔵川分館
			柳沢公民館田処分館	柳沢公民館田処分館
			新谷公民館喜多山分館	新谷公民館喜多山分館
			白滝公民館戒川分館	白滝公民館戒川分館
			白滝公民館柴分館	白滝公民館柴分館
			河辺公民館北平分館	河辺公民館北平分館

資料編 表 3 調査対象施設

大分類	中分類	小分類	課・施設名 (2013年度)	課・施設名 (2021年度)
社会教育系施設	図書館 博物館等	図書館	市立図書館	市立図書館
		博物館	肱川風の博物館・歌麿館	肱川風の博物館・歌麿館
			肱川歴史民俗資料館	肱川歴史民俗資料館
			大谷郷土文化保存伝習館	大谷郷土文化保存伝習館
			河辺歴史民俗資料館	河辺歴史民俗資料館
			大洲城三の丸南隅櫓公園（お殿様公園）	大洲城三の丸南隅櫓公園（お殿様公園）
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	広場	風のり広場	風のり広場
			明玄ふれあい広場	明玄ふれあい広場
			八幡浜・大洲地区運動公園	八幡浜・大洲地区運動公園
			晴海ふれあいパーク	晴海ふれあいパーク
			多目的グラウンド（鉄橋下）	多目的グラウンド（鉄橋下）
		体育館	総合体育館	総合体育館
			体育センター	体育センター
			南久米体育館	南久米体育館
			蔵川体育館	蔵川体育館
			大成体育館	大成体育館
			柳沢体育館	柳沢体育館
			上須戒体育館	上須戒体育館
			長浜スポーツセンター	長浜スポーツセンター
			長浜体育館	長浜体育館
			喜多灘体育館	喜多灘体育館
			櫛生体育館	櫛生体育館
			出海体育館	出海体育館
			豊茂体育館	豊茂体育館
			柴体育館	柴体育館
			戒川体育館	戒川体育館
			肱川農業者トレーニングセンター	肱川農業者トレーニングセンター
			正山体育館	正山体育館
			大谷体育館	大谷体育館
			予子林体育館	予子林体育館
			白滝体育館	白滝体育館
			河辺体育館	河辺体育館
		夜間照明	各夜間照明	各夜間照明
	観光施設	大洲城	大洲城	大洲城
			大洲城下台所	大洲城下台所
			大洲城芋綿櫓	大洲城芋綿櫓
		宿泊施設	大洲家族旅行村	大洲家族旅行村
			大洲家族旅行村オートキャンプ場	大洲家族旅行村オートキャンプ場
			交流促進センター鹿野川荘	交流促進センター鹿野川荘
			鹿鳴園	鹿鳴園
			農村体験宿泊施設望湖荘	農村体験宿泊施設望湖荘
			肱川体験交流館	肱川体験交流館
			農家生活体験屋「交流館才谷屋」	農家生活体験屋「交流館才谷屋」
			河辺ふるさとの宿	河辺ふるさとの宿
		観光案内所	うかいレストブラザ	うかいレストブラザ
			おおず赤煉瓦館	おおず赤煉瓦館
			臥龍山荘	臥龍山荘
			大洲まちの駅「あさもや」	大洲まちの駅「あさもや」
			伊予大洲駅観光案内所	伊予大洲駅観光案内所
			長浜観光案内所	長浜観光案内所
			土蔵「坂本龍馬脱藩之日記念館」	土蔵「坂本龍馬脱藩之日記念館」
		観光休憩所	おはなはん通り休憩所	おはなはん通り休憩所
				長浜観光拠点施設
		店舗	肱南憩いの里(油屋)	肱南憩いの里(油屋)
			思ひ出倉庫	思ひ出倉庫
			道の駅「清流の里ひじかわ」	道の駅「清流の里ひじかわ」
		展示室	麒麟閣	麒麟閣
			旧末永家住宅（長浜）	旧末永家住宅（長浜）
学校教育系施設	学校	小学校	大洲小学校	大洲小学校

資料編 表 4 調査対象施設

大分類	中分類	小分類	課・施設名 (2013年度)	課・施設名 (2021年度)
学校教育系施設	学校	小学校	喜多小学校	喜多小学校
			上須戒小学校	
			平小学校	平小学校
			久米小学校	久米小学校
			平野小学校	平野小学校
			菅田小学校	菅田小学校
			大成小学校	
			新谷小学校	新谷小学校
			三善小学校	三善小学校
			粟津小学校	粟津小学校
			長浜小学校	長浜小学校
			大和小学校	
			中野小学校	肱川小学校
			河辺小学校	河辺小学校(河辺幼稚園)
			河辺幼稚園	
		中学校	河辺中学校	河辺中学校
			大洲南中学校	大洲南中学校
			大洲北中学校	大洲北中学校
			平野中学校	平野中学校
			肱東中学校	肱東中学校
			新谷中学校	新谷中学校
			大洲東中学校	大洲東中学校
			長浜中学校	長浜中学校
			肱川中学校	肱川中学校
		廃校施設	白滝小学校	旧白滝小学校(校舎)
			正山小学校	旧正山小学校(校舎)
			大谷小学校	旧大谷小学校(校舎)
			予子林小学校	旧予子林小学校(校舎)
			旧田処小学校(校舎)	旧田処小学校(校舎)
			旧出海小学校(校舎)	旧出海小学校(校舎)
			旧戒川小学校(校舎)	旧戒川小学校(校舎)
			旧櫛生小学校(校舎)	旧櫛生小学校(校舎)
			旧豊茂小学校(校舎)	旧豊茂小学校(校舎)
			旧柳沢小学校(校舎)	旧柳沢小学校(校舎)
			旧宇津分校	旧宇津分校
			旧岩谷小学校(講堂)	旧岩谷小学校(講堂)
			旧岩谷小学校(校舎)	旧岩谷小学校(校舎)
	その他教育施設	給食センター	大洲学校給食センター	大洲学校給食センター
			河辺学校給食センター	河辺学校給食センター
子育て支援施設	保育施設	保育所	喜多保育所	喜多保育所
			上須戒保育所	
			新谷保育所	新谷保育所
			粟津保育所	粟津保育所
			三善保育所	三善保育所
			南久米保育所	南久米保育所
			徳森保育所	徳森保育所
			長浜保育所	長浜保育所
			大和保育所	大和保育所
			白滝保育所	白滝保育所
		幼稚園	久米幼稚園	久米幼稚園
			平野幼稚園	平野幼稚園
		こども園	大洲保育所	大洲こども園
			大洲幼稚園	
			肱南保育所	
			肱北保育所	東大洲こども園
			喜多幼稚園	
			菅田保育所	菅田こども園
			大成保育所	

資料編 表 5 調査対象施設

大分類	中分類	小分類	課・施設名 (2013年度)	課・施設名 (2021年度)
子育て支援施設	保育施設	こども園	肱川保育所	肱川こども園
			中野幼稚園	
			正山幼稚園	
			大谷幼稚園	
			予子林幼稚園	
	幼児・児童施設	児童館	徳森児童センター	徳森児童センター
			大洲児童館	大洲児童館
			喜多児童館	喜多児童館
保健・福祉施設	総合福祉施設	総合福祉センター	総合福祉センター	総合福祉センター(老人福祉センター・保健センター・老人デイサービスセンター東大洲・障害者デイサービスセンター東大洲・大洲愛育ホーム)
			老人福祉センター	
			保健センター	
	高齢福祉施設	老人デイサービスセンター	老人デイサービスセンター若宮	老人デイサービスセンター若宮
			老人デイサービスセンター長浜	老人デイサービスセンター長浜
			老人デイサービスセンター肱流苑	老人デイサービスセンター肱流苑
		老人福祉センター	肱川高齢者生活福祉センター	肱川高齢者生活福祉センター
			河辺老人福祉センター	河辺老人福祉センター
		老人憩の家	上須戒老人憩の家	上須戒老人憩の家
		養護老人ホーム	清和園	清和園
			さくら苑	さくら苑
	障害福祉施設	大洲学園	大洲学園	大洲学園
	保健施設	保健センター	長浜保健センター(長浜なぎさの湯)	長浜保健センター
	その他の福祉施設	その他集会施設	肱川創作館	肱川創作館
医療施設	医療施設	市立病院	市立大洲病院	市立大洲病院
		診療所	大洲喜多休日夜間急患センター	大洲喜多休日夜間急患センター
			旧田処診療所	旧田処診療所
			旧上須戒診療所	旧上須戒診療所
			出海診療所	出海診療所
			豊茂診療所	豊茂診療所
			青島診療所	青島診療所
			河辺診療所	河辺診療所
公営住宅	公営住宅	公営住宅	各公営住宅	各公営住宅
公園	公園	公園	フラワーパーク	フラワーパーク
			各公園	各公園
			長浜港緑地	長浜港緑地
供給処理施設	廃棄物処理施設	ごみ焼却施設	環境センター	環境センター
		埋立地	長谷不燃物埋立地	長谷不燃物埋立地
			柴不燃物埋立地	柴不燃物埋立地
	上水道施設	上水道施設	各ポンプ場	各ポンプ場
			各配水池	各配水池
			各浄水場	各浄水場
			各水源地	各水源地
	下水道施設	浄化センター	肱南浄化センター	肱南浄化センター
			肱北浄化センター	肱北浄化センター
産業系施設	農業施設	農業施設	大谷地区省エネルギーモデル温室	大谷地区省エネルギーモデル温室
			予子林地区省エネルギーモデル温室	予子林地区省エネルギーモデル温室
			河辺農畜産物処理加工場	河辺農畜産物処理加工場
			河辺サンサン農園	河辺サンサン農園
			担い手公社河辺やまびこ	担い手公社河辺やまびこ
	林業施設	林業施設	林業総合センター	林業総合センター
			ひじかわ特産開発センター	ひじかわ特産開発センター
	水産業施設	水産業施設		大洲市長浜港水産センター
			長浜港務所	長浜港務所
			海運センター上屋	海運センター上屋
			青島共同保管施設	青島共同保管施設
			青島連絡船待合所	青島連絡船待合所
			沖浦漁港漁船漁業用作業保管施設	沖浦漁港漁船漁業用作業保管施設
			沖浦共同作業場	沖浦共同作業場
			今坊共同作業所	今坊共同作業所
			大谷口荷さばき所附帯施設	大谷口荷さばき所附帯施設

資料編 表 6 調査対象施設

大分類	中分類	小分類	課・施設名 (2013年度)	課・施設名 (2021年度)
産業系施設	水産業施設	水産業施設	大谷口荷さばき施設	大谷口荷さばき施設
			高峯荷さばき施設	高峯荷さばき施設
			須沢共同作業場	須沢共同作業場
			櫛生冷凍冷蔵施設	櫛生冷凍冷蔵施設
			出海共同作業所	出海共同作業所
			旧長浜運動場管理棟	旧長浜運動場管理棟
			沖浦漁港漁船保全修理施設	沖浦漁港漁船保全修理施設
			沖浦漁港漁船用補給施設	沖浦漁港漁船用補給施設
			今坊水産物保管施設及び漁具保管施設	今坊水産物保管施設及び漁具保管施設
			喜多漁港漁船用補給施設	喜多漁港漁船用補給施設
			喜多漁港漁船保全施設	喜多漁港漁船保全施設
			櫛生地区水産加工場	櫛生地区水産加工場
			高峯共同作業所及び漁具保管施設	高峯共同作業所及び漁具保管施設
			櫛生漁港漁船用補給施設	櫛生漁港漁船用補給施設
			櫛生漁港漁船保全修理施設	櫛生漁港漁船保全修理施設
			出海漁港漁船用補給施設	出海漁港漁船用補給施設
			出海漁港漁船保全修理施設	出海漁港漁船保全修理施設
その他	その他	斎場	肱陵苑（火葬場）	肱陵苑（火葬場）
			長浜火葬場	長浜火葬場
			肱川静浄苑（火葬場）	肱川静浄苑（火葬場）
			河辺静霊苑（火葬場）	河辺静霊苑（火葬場）
		駐車場	庁舎立体駐車場	庁舎立体駐車場
		公衆便所	市民会館前公衆便所	市民会館前公衆便所
			総社宮公衆便所	総社宮公衆便所
			肱川橋北観光トイレ	肱川橋北観光トイレ
			新谷駅前公衆便所	新谷駅前公衆便所
			如法寺河原公衆トイレ	如法寺河原公衆トイレ
			伊予大洲駅前公衆便所	伊予大洲駅前公衆便所
			沖浦観音駐車場トイレ	沖浦観音駐車場トイレ
			沖浦観音登口トイレ	沖浦観音登口トイレ
			喜多灘駅前公衆トイレ	喜多灘駅前公衆トイレ
			丸山公園公衆トイレ	丸山公園公衆トイレ
			小藪溪谷公衆トイレ	小藪溪谷公衆トイレ
			茶堂ルート公衆トイレ	茶堂ルート公衆トイレ
			山王公衆トイレ	山王公衆トイレ
			三杯谷公衆トイレ	三杯谷公衆トイレ
		その他	生活再建相談所	
			バス待合施設	バス待合施設
			各樋門	各樋門
			長浜大橋	長浜大橋
			移動通信用施設（植松局）	移動通信用施設（植松局）
			各屋外照明	各屋外照明
			宇和川倉庫	宇和川倉庫
			店舗・倉庫(肱川町予子林1860)	店舗・倉庫(肱川町予子林1860)
			萩野尾倉庫	萩野尾倉庫
			止善書院明倫堂跡倉庫	止善書院明倫堂跡倉庫
			艇庫（鹿野川漕艇場艇庫）	艇庫（鹿野川漕艇場艇庫）
			旧藤岡製作所建物	旧藤岡製作所建物
			元ひじかわ特産開発センター倉庫	元ひじかわ特産開発センター倉庫
			交流広場休憩所	交流広場休憩所
			神納休憩所	神納休憩所

資料編 2 基準年度（2013年度）温室効果ガス排出量調査

1 基準年度（2013年度）の施設分類別活動量

大洲市の基準年度（2013年度）における施設分類別の活動量を資料編表 7～資料編表 8に示す。

※指定管理者等が使用している施設は対象施設として含めるが、調査の状況等によっては数値が0の場合がある。

資料編 表 7 活動量一覧表

調査対象 分類	燃料使用量					電気使用量 (kWh)	廃プラスチック 焼却量 (t)
	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (m³)		
本庁舎	55,846	8,165	0	0	18	836,310	0
庁舎別館	0	0	0	0	0	23,598	0
長浜支所	6,025	0	0	0	3	102,384	0
肱川支所	5,359	3,614	120	0	42	115,794	0
河辺支所	1,802	1,138	40	0	199	85,768	0
消防詰所	4,385	5,582	761	0	3	155,731	0
防災施設	0	0	0	0	2	92,420	0
集会所	0	0	0	0	2	22,948	0
市民会館	0	0	126	14,000	59	137,508	0
社会教育集会所	0	0	40	0	0	13,164	0
隣保館	0	0	144	0	29	39,196	0
公民館・分館	1,206	0	3,171	0	1,007	699,117	0
図書館	1,621	0	0	0	0	361,127	0
博物館	0	0	0	0	0	0	0
郷土資料館	0	0	0	0	0	3,174	0
広場	0	0	0	0	0	123,600	0
体育館	0	0	0	0	0	333,546	0
夜間照明	0	0	0	0	0	49,993	0
大洲城	0	0	0	0	0	7,881	0
宿泊施設	0	0	0	0	0	0	0
観光案内所	0	0	0	0	0	3,208	0
観光休憩所	0	0	0	0	0	401	0
店舗	0	0	0	0	0	17,192	0
展示室	0	0	0	0	0	121	0
小学校	0	0	21,971	0	306	748,999	0
中学校	0	0	14,267	0	183	631,765	0
廃校施設	0	0	1,015	0	0	74,757	0
給食センター	402	0	8,565	0	63	22,100	0
保育所	0	0	6,185	0	3,242	143,480	0
幼稚園	0	0	1,104	0	11	13,452	0
こども園	0	0	7,122	0	2,451	124,289	0
児童館	0	0	185	0	36	16,332	0
総合福祉センター	1,622	5,934	78,000	0	0	255,338	0
老人デイサービスセンター	0	0	0	0	0	0	0
老人福祉センター	0	0	0	0	0	13,295	0

資料編 表 8 活動量一覧表

調査対象 分類	燃料使用量					電気使用量 (kWh)	廃プラスチック 焼却量 (t)
	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (m³)		
老人憩の家	0	0	0	0	0	0	0
養護老人ホーム	2,973	98	1,110	37,010	4,366	408,141	0
大洲学園	2,186	416	0	18,200	5,090	179,956	0
保健センター	467	0	39,820	0	0	95,699	0
その他集会施設	0	0	0	0	0	1,476	0
市立病院	3,197	584	0	209,000	1,385	2,573,115	0
診療所	165	0	837	0	156	37,178	0
公営住宅	0	0	0	0	0	123,986	0
公園	334	0	0	0	0	76,173	0
ごみ焼却施設	473	29	6,722	0	3	2,261,648	1,915
埋立地	0	0	0	0	0	16,344	0
上水道施設	0	0	0	0	0	5,001,658	0
浄化センター	0	0	0	680	6	655,671	0
農業施設	0	0	0	0	0	0	0
林業施設	0	0	0	0	0	3,069	0
水産業施設	253	0	0	0	0	28,909	0
斎場	0	28	44,354	1,200	3	163,876	0
駐車場	0	0	0	0	0	17,315	0
公衆便所	0	0	0	0	0	14,225	0
その他	0	0	0	0	2	91,609	0
総合計	88,315	25,588	235,659	280,090	18,665	17,018,036	1,915

2 基準年度（2013年度）の施設分類別温室効果ガス排出量

大洲市の基準年度（2013年度）における施設分類別の温室効果ガス排出量を資料編表 9～資料編表 10 に示す。

※指定管理者等が使用している施設は対象施設として含めるが、調査の状況等によっては数値が0の場合がある。

資料編 表 9 温室効果ガス排出量一覧

（単位：kg-CO₂）

調査対象 分類	燃料使用量					電気使用	廃プラス チック 焼却量	CO ₂ 以外	総排出量
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG				
本庁舎	129,563	21,066	0	0	109	585,417	0	5,961	742,116
庁舎別館	0	0	0	0	0	16,519	0	0	16,519
長浜支所	13,978	0	0	0	17	71,669	0	1,117	86,781
肱川支所	12,433	9,323	299	0	249	81,056	0	965	104,324
河辺支所	4,181	2,936	100	0	1,189	60,038	0	521	68,964
消防詰所	10,173	14,402	1,895	0	15	109,012	0	11	135,507
防災施設	0	0	0	0	10	64,694	0	20	64,723
集会所	0	0	0	0	10	16,064	0	0	16,073
市民会館	0	0	314	37,940	351	96,256	0	150	135,010
社会教育集会所	0	0	100	0	0	9,215	0	1	9,315
隣保館	0	0	359	0	173	27,437	0	2	27,971
公民館・分館	2,798	0	7,896	0	6,014	489,382	0	1,241	507,331
図書館	3,760	0	0	0	0	252,789	0	140	256,688
博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郷土資料館	0	0	0	0	0	2,222	0	0	2,222
広場	0	0	0	0	0	86,520	0	0	86,520
体育館	0	0	0	0	0	233,482	0	0	233,482
夜間照明	0	0	0	0	0	34,995	0	0	34,995
大洲城	0	0	0	0	0	5,517	0	0	5,517
宿泊施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光案内所	0	0	0	0	0	2,246	0	0	2,246
観光休憩所	0	0	0	0	0	281	0	0	281
店舗	0	0	0	0	0	12,034	0	0	12,034
展示室	0	0	0	0	0	85	0	0	85
小学校	0	0	54,708	0	1,827	524,299	0	46,569	627,404
中学校	0	0	35,525	0	1,095	442,236	0	28,113	506,968
廃校施設	0	0	2,528	0	0	52,330	0	600	55,457
給食センター	932	0	21,327	0	374	15,470	0	150	38,253
保育所	0	0	15,401	0	19,356	100,436	0	2,097	137,289
幼稚園	0	0	2,749	0	66	9,416	0	796	13,027
こども園	0	0	17,734	0	14,632	87,002	0	3,479	122,848
児童館	0	0	461	0	213	11,432	0	140	12,246
総合福祉センター	3,763	15,309	194,220	0	0	178,737	0	1,966	393,995
老人デイサービスセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老人福祉センター	0	0	0	0	0	9,307	0	0	9,307
老人憩の家	0	0	0	0	0	0	0	0	0
養護老人ホーム	6,898	252	2,764	100,297	26,062	285,699	0	2,417	424,388
大洲学園	5,072	1,073	0	49,322	30,387	125,969	0	304	212,127
保健センター	1,083	0	99,152	0	1	66,989	0	121	167,347
その他集会所	0	0	0	0	0	1,033	0	0	1,033
市立病院	7,417	1,507	0	566,390	8,265	1,801,181	0	427	2,385,187
診療所	382	0	2,084	0	933	26,025	0	117	29,541
公営住宅	0	0	0	0	0	86,790	0	0	86,790

資料編 表 10 温室効果ガス排出量一覧

(単位: kg-CO₂)

調査対象	燃料使用量					電気使用	廃プラスチック 焼却量	CO ₂ 以外	総排出量
分類	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG				
公園	775	0	0	0	0	53,321	0	28	54,124
ごみ焼却施設	1,097	75	16,738	0	15	1,583,154	5,293,397	234,170	7,128,645
埋立地	0	0	0	0	0	11,441	0	0	11,441
上水道施設	0	0	0	0	0	3,501,161	0	0	3,501,161
浄化センター	0	0	0	1,843	33	458,970	0	14	460,861
農業施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業施設	0	0	0	0	0	2,148	0	0	2,148
水産業施設	587	0	0	0	0	20,236	0	71	20,894
畜場	0	73	110,441	3,252	19	114,713	0	846	229,344
駐車場	0	0	0	0	0	12,121	0	0	12,121
公衆便所	0	0	0	0	0	9,958	0	0	9,958
その他	0	0	0	0	13	64,126	0	0	64,139
総合計	204,892	66,016	586,791	759,044	111,429	11,912,625	5,293,397	332,552	19,266,746

資料編 3 2021年度温室効果ガス排出量調査

1 2021年度の施設分類別活動量

大洲市の2021年度における施設分類別の活動量を資料編表 11～資料編表 12に示す。

※指定管理者等が使用している施設は対象施設として含めるが、調査の状況等によっては数値が0の場合がある。

資料編 表 11 活動量一覧表

調査対象 分類	燃料使用量					電気使用量 (kWh)	廃プラスチック 焼却量 (t)
	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (㎡)		
本庁舎	41,043	17,707	150	0	100	919,026	0
庁舎別館	0	0	0	0	0	27,105	0
長浜支所	2,453	218	54	0	20	81,383	0
肱川支所	3,631	3,253	140	0	35	85,805	0
河辺支所	2,926	4,319	0	0	0	73,653	0
消防詰所	2,263	7,372	263	0	0	53,241	0
防災施設	15	0	0	0	10	122,318	0
集会所	0	0	0	0	0	19,144	0
市民会館	10	0	126	8,000	0	88,891	0
社会教育集会所	0	0	40	0	0	4,624	0
隣保館	0	0	113	0	31	32,426	0
公民館・分館	517	0	1,308	0	250	708,868	0
図書館	1,449	0	0	0	0	287,006	0
博物館	0	0	0	0	0	0	0
郷土資料館	0	0	0	0	0	1,439	0
広場	0	0	0	0	0	34,931	0
体育館	0	0	0	0	0	231,721	0
夜間照明	0	0	0	0	0	23,912	0
大洲城	0	0	0	0	0	8,329	0
宿泊施設	0	0	0	0	0	0	0
観光案内所	0	0	0	0	0	1,504	0
観光休憩所	0	0	0	0	0	6,094	0
店舗	0	0	0	0	0	16,956	0
展示室	0	0	0	0	0	613	0
小学校	18	0	9,061	0	116	973,893	0
中学校	0	0	8,141	0	79	568,478	0
廃校施設	0	0	0	0	0	54,480	0
給食センター	174	0	0	0	0	4,952	0
保育所	0	0	4,070	0	2,646	160,566	0
幼稚園	0	0	1,087	0	7	17,373	0
こども園	0	0	0	0	1,937	144,753	0
児童館	0	0	162	0	14	71,819	0
総合福祉センター	1,828	5,834	78,000	0	0	247,988	0
老人デイサービスセンター	0	0	0	0	0	0	0
老人福祉センター	0	0	58	0	0	12,631	0

資料編 表 12 活動量一覧表

調査対象 分類	燃料使用量					電気使用量 (kWh)	廃プラスチック 焼却量 (t)
	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPG (m³)		
老人憩の家	0	0	0	0	0	0	0
養護老人ホーム	2,490	34	414	48,800	3,497	489,930	0
大洲学園	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	509	0	0	0	0	32,964	0
その他集会施設	0	0	0	0	0	5,670	0
市立病院	1,957	0	0	200,000	1,423	2,612,652	0
診療所	314	0	302	0	0	34,154	0
公営住宅	0	0	0	0	0	126,858	0
公園	270	0	0	0	0	65,779	0
ごみ焼却施設	866	0	7,463	0	4	1,969,697	1,925
埋立地	0	0	0	0	0	10,955	0
上水道施設	0	0	0	0	0	4,404,481	0
浄化センター	0	0	0	0	2	737,864	0
農業施設	0	0	0	0	0	0	0
林業施設	0	0	0	0	0	1,145	0
水産業施設	208	0	0	0	0	10,939	0
畜場	0	0	72,498	200	0	150,585	0
駐車場	0	0	0	0	0	12,649	0
公衆便所	0	0	0	0	0	13,997	0
その他	322	0	0	0	0	77,390	0
総合計	63,263	38,737	182,583	257,000	10,170	15,843,630	1,925

2 2021年度の施設分類別温室効果ガス排出量

大洲市の2021年度における施設分類別の温室効果ガス排出量を資料編表 13～資料編表 14に示す。

※指定管理者等が使用している施設は対象施設として含めるが、調査の状況等によっては数値が0の場合がある。

資料編 表 13 温室効果ガス排出量一覧

(単位: kg-CO₂)

調査対象 分類	燃料使用量					電気使用	廃プラス チック 焼却量	CO ₂ 以外	総排出量
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG				
本庁舎	95,221	45,685	374	0	598	505,464	0	6,314	653,656
庁舎別館	0	0	0	0	0	14,908	0	0	14,908
長浜支所	5,691	562	134	0	118	44,761	0	394	51,660
肱川支所	8,424	8,393	349	0	207	47,193	0	441	65,007
河辺支所	6,789	11,142	0	0	0	40,509	0	408	58,848
消防詰所	5,250	19,020	655	0	0	29,283	0	4	54,211
防災施設	35	0	0	0	60	67,275	0	0	67,370
集会所	0	0	0	0	1	10,529	0	0	10,530
市民会館	23	0	314	21,680	0	48,890	0	0	70,907
社会教育集会所	0	0	100	0	0	2,543	0	1	2,643
隣保館	0	0	281	0	187	17,834	0	6	18,309
公民館・分館	1,200	0	3,258	0	1,491	389,877	0	76	395,902
図書館	3,361	0	0	0	0	157,853	0	188	161,402
博物館	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郷土資料館	0	0	0	0	0	791	0	0	791
広場	0	0	0	0	0	19,212	0	0	19,212
体育館	0	0	0	0	0	127,447	0	0	127,447
夜間照明	0	0	0	0	0	13,152	0	0	13,152
大洲城	0	0	0	0	0	4,581	0	0	4,581
宿泊施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
観光案内所	0	0	0	0	0	827	0	0	827
観光休憩所	0	0	0	0	0	3,352	0	0	3,352
店舗	0	0	0	0	0	9,326	0	0	9,326
展示室	0	0	0	0	0	337	0	0	337
小学校	42	0	22,561	0	693	535,641	0	137	559,074
中学校	0	0	20,271	0	469	312,663	0	123	333,526
廃校施設	0	0	0	0	0	29,964	0	0	29,964
給食センター	404	0	0	0	0	2,724	0	35	3,163
保育所	0	0	10,134	0	15,798	88,311	0	98	114,342
幼稚園	0	0	2,707	0	42	9,555	0	16	12,321
こども園	0	0	0	0	11,562	79,614	0	27	91,203
児童館	0	0	403	0	82	39,500	0	3	39,989
総合福祉センター	4,241	15,052	194,220	0	0	136,393	0	541	350,447
老人デイサービスセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
老人福祉センター	0	0	144	0	0	6,947	0	1	7,092
老人憩の家	0	0	0	0	0	0	0	0	0
養護老人ホーム	5,776	88	1,031	132,248	20,878	269,461	0	923	430,405
大洲学園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健センター	1,180	0	0	0	0	18,130	0	88	19,398
その他集會施設	0	0	0	0	0	3,119	0	0	3,119
市立病院	4,540	0	0	542,000	8,493	1,436,959	0	303	1,992,295
診療所	728	0	753	0	0	18,785	0	19	20,285
公営住宅	0	0	0	0	0	69,772	0	0	69,772

資料編 表 14 温室効果ガス排出量一覧

(単位: kg-CO₂)

調査対象 分類	燃料使用量					電気使用	廃プラス チック 焼却量	CO ₂ 以外	総排出量
	ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG				
公園	626	0	0	0	0	36,178	0	27	36,832
ごみ焼却施設	2,010	0	18,583	0	24	1,083,333	5,320,822	201,742	6,626,515
埋立地	0	0	0	0	0	6,025	0	0	6,025
上水道施設	0	0	0	0	0	2,422,465	0	0	2,422,465
浄化センター	0	0	0	0	13	405,825	0	0	405,838
農業施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
林業施設	0	0	0	0	0	630	0	0	630
水産業施設	483	0	0	0	0	6,016	0	29	6,528
畜場	0	0	180,520	542	0	82,822	0	1,101	264,985
駐車場	0	0	0	0	0	6,957	0	0	6,957
公衆便所	0	0	0	0	0	7,698	0	0	7,698
その他	748	0	0	0	0	42,565	0	40	43,353
総合計	146,771	99,942	456,791	696,470	60,717	8,713,997	5,320,822	213,086	15,708,597

資料編 4 地球温暖化対策の推進に関する法律

地方公共団体に関する条文（抜粋）

地球温暖化対策の推進に関する法律

（平成十年十月九日法律第百十七号）

最終改正：令和四年五月二十日法律第四十六号

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
- 4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
- ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
- 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

- 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（温室効果ガス算定排出量の報告）

第二十六條 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあっては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であって主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）とする。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係）

第三十四条 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項、第八十六条第三項、第一百七条第一項（同法第一百四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百五十五条第一項（同法第二百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百九条第一項（同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百三十一条第一項（同法第一百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百三十六条第一項（同法第一百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第一百四十五条第一項の規定による報告があったときは、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者、同法第一百七条第二項に規定する認定管理統括荷主及び同法第一百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）は、エネルギー（同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次項及び次条において同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第一項（同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十八条第一項（同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務大臣」と、同法第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣」と、同法第一百七条第一項（同法第一百四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百三十一条第一項（同法第一百四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第一百三十六条第一項（同法第一百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第一百四十五条第一項の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第一百五十五条第一項（同法第二百二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第一百九条第一項（同法第二百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第一百五十五条第一項（同法第二百二十三条第一項の規定に

より読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第百十九条第一項(同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」とするほか、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者であって同項第二号に規定する管理関係事業者のうちに特定排出者を含むもの、同法第百十七条第二項に規定する認定管理統括荷主であって同項第二号に規定する管理関係荷主のうちに特定排出者を含むもの又は同法第百三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者であって同項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者のうちに特定排出者を含むものから、同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第八十六条第三項、同法第百十九条第一項(同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告があったときは、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用については、当該報告のうち当該管理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四十条第一項(同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する主務大臣」と、同法第八十六条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十六条第三項に規定する主務大臣」と、同法第百十九条第一項(同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百十九条第一項(同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する主務大臣」と、同法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで及び第六十四条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(地球温暖化対策地域協議会)

第四十条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

資料編5 環境関連用語集

地球温暖化問題を主とした環境問題に関連のある用語について解説する。

ア行

- インバータ

電力機器に供給する交流電力を任意の周波数と電圧で作り出す装置。モーターや照明機器などを効率良く制御するために使われる。

- ウォームビズ (WARM BIZ)・クールビズ (COOL BIZ)

ウォームビズとは、秋冬季にオフィスの室温を20℃に設定し、過度に暖房に頼らず、暖かい服装により勤務するビジネススタイルのこと。それに対して、夏季にオフィスの空調温度を28℃に設定し、軽装による勤務するビジネススタイルを「クールビズ (COOL BIZ)」という。

- エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)

燃料資源の有効な利用を目的として、第2次石油危機後の1979年に制定された法律。工場、建築物、機械器具のエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するために必要な措置等を講じている。2008年の改正では、従来の工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者単位(企業単位)でのエネルギー管理に変更され、事業者全体の1年間のエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kℓ以上であれば、国へ届け出て、特定事業者の指定を受けることが義務付けられた。さらに、2022年の改正では、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーが追加された。

- 温室効果ガス

一般に、太陽放射に対しては比較的透明で、地表からの赤外放射に対しては不透明な性質を持った気体のことで、代表的な温室効果ガスには二酸化炭素やメタンが挙げられる。温室効果ガスが存在することにより、太陽からの放射エネルギーの一部は熱として大気に留まるため、地球は保温されたような状態となる。京都議定書により削減の対象となっている温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7種類である。

カ行

- 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく体制・手続き等の仕組。

- 気候変動枠組条約

地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した条約。大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを人類共通の関心事であると確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することを目的としている。

- グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負担ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

サ行

- 再生可能エネルギー

繰り返し継続して利用できる自然エネルギー（バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電等）。

有限でいずれ枯渇する化石燃料等と違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化対策の一つとしても重視されている。

- 政府実行計画

政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画である「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」の略称。

タ行

- 太陽光発電

太陽光エネルギーを直接電気に変換するシステム。

- 地球温暖化

二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガス濃度の上昇や、二酸化炭素（CO₂）の吸収源である森林の減少などにより地球の平均気温が上昇すること。気温上昇だけでなく海面水位の上昇や気候の急激な変化、農作物への影響や亜熱帯性伝染病の蔓延等を引き起こすことが予測され、直接的・間接的に私たちの暮らしに影響を及ぼすことが懸念されている。

- 地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき政府が策定した地球温暖化に関する総合計画。計画には2030年度における日本の温室効果ガス削減目標（2013年度の温室効果ガス総排出量に対し46%削減）及び目標達成のための国、地方公共団体が講ずべき施策などがまとめられている。

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都議定書を受け、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めた法律で、1998年に制定された。地球温暖化防止を目的とし、国・地方公共団体・事業者・国民の責務、役割を明らかにしたもの。

- デマンド監視装置

デマンドとは、一般にその施設で瞬間的（30分間）に使用する電気使用の平均のことで、このデマンドの負荷を抑えるため、契約電力より低く警報レベルを設定し、日中に警報レベルに達した時点で警報で知らせる装置を言う。この装置により各執務室の電気製品等の電源断や空調機の風量カット等を一時的に行うなどの省エネ対応を実施する。

ハ行

- 排出係数

一定の電気や燃料の消費等に伴って排出される温室効果ガス排出量を求めるための係数。

- パリ協定

2015年12月にフランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、気候変動抑制に関する国際的な協定（合意）。196ヵ国全ての国の参加による地球温暖化対策への枠組みとしては世界初となり、2016年11月に発効した。

マ行

- 見える化

エネルギーの使用量や使用推移、温室効果ガス排出状況等を数値化、グラフ化することで、家庭生活や事業活動などの実態を把握し、省エネルギー化の啓発や改善案検討・考察のきっかけづくりにする取組。本来は事業活動の漠然とした部分を客観的に判断可能な指標などで可視化することを指す。

アルファベット

- 「COOL CHOICE」（クールチョイス）

2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。環境省が2015年7月から気候変動対策及び温室効果ガス削減をテーマにしたキャンペーンとして実施している。

- C O P (コップ)

Conference of the Parties (気候変動枠組条約締約国会議) の略称。

国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置される会議。地球温暖化の分野では気候変動枠組条約締約国会議のことを指す。年1回会合が開かれ(新型コロナウイルスの感染拡大により開催が延期された2020年を除く)、地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出量削減目標や枠組みについて議論される。

- E S C O (エスコ)

Energy Service Companyの略称。

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のことを指す。また、ESCOの経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受け取ることも特徴となっている。

- E S G (イーエスジー)

Environment (環境)、Social (社会)、Governance (企業統治) を考慮した投資活動や経営・事業活動を指す。ESG投資とは、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視して行う投資のこと。

- E V (イーバイ)

Electric Vehicle (電気自動車) の略称。

蓄電池に蓄えた電気で動力源となる電動モーターを駆動する自動車。従来の自動車のようにエンジンで燃料を燃焼することがないため、走行中にCO₂等の温室効果ガスや窒素酸化物等の有害ガスを排出しない。

- F C V (エフシーバイ)

Fuel Cell Vehicle (燃料電池自動車) の略称。

搭載した燃料電池が水素と酸素の化学反応により発電した電気で動力源となる電動モーターを駆動する自動車。燃料として水素を必要とすることから、水素ステーションで水素を補給しながら走行する。発電時に燃料電池から排出されるのは水だけであり、地球温暖化の原因となるCO₂や大気汚染の原因となる窒素酸化物(NO_x)などを一切排出しない。

- G W P (ジーダブリュピー)

Global Warming Potential (地球温暖化係数) の略称。

温室効果ガスのガス種毎の地球温暖化への影響度を示す数値。単位質量あたりの影響度

を、二酸化炭素 (CO₂) を「1」として二酸化炭素に対する比率で示される。例としてメタン (CH₄) は「25」、一酸化二窒素 (N₂O) は「298」、六ふっ化硫黄 (SF₆) は「22,800」の影響度がある。

- H V (エイチバイ)

Hybrid Vehicle (ハイブリッド自動車) の略称。

エンジンと電動モーターを組み合わせた自動車。ハイブリッドシステムはシリーズハイブリッド (エンジンで発電し、電動モーターのみで駆動)、パラレルハイブリッド (エンジンと電動モーターを併用して駆動)、及びシリーズ・パラレルハイブリッド (エンジンと電動モーターを適切に切り替えて駆動) に大別され、現在市販化されているものはパラレルハイブリッド及びシリーズ・パラレルハイブリッドが主流。

- I P C C (アイピーシーシー)

Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル) の略称。

WM (世界気象機関) と UNEP (国連環境計画) によって1988年に各国政府から推薦された科学者を主体に設立された、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行う国連の下部組織。

- P H V (ピーエイチバイ)

Plug-in Hybrid Vehicle (プラグインハイブリッド自動車) の略称。

家庭用のコンセントから直接蓄電池に充電することが可能なハイブリッド自動車。

- P D C A (ピーディーシーエー)

管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) → Plan…と4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

- P P A (ピーピーエー)

Power Purchase Agreement (電力購入契約) の略称。

第3者所有モデルとも呼ばれる。発電事業者が再生可能エネルギーを導入する企業・家庭等に太陽光発電設備を無償で設置し、所有・維持管理したうえで、発電された電力を企業・家庭等に供給する仕組みであり、需要家にとっては初期費用がかからずに太陽光発電設備を導入できる。

- T C F D (ティーシーエフディー)

Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース) の略称。

2015年にG20における財務大臣及び中央銀行総裁会合から要請を受けた金融安定理事会 (FSB) により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため設立され、2017年6月には提言をまとめた報告書が公表された。TCFDの報告書では、戦略の開示にあたり、シナリオ分析を行うことが求められていることから、環境省では

企業がTCFDの報告書に沿ったシナリオ分析を円滑に実践できるように、気候変動の影響を受けやすいとされる業種を中心に「TCFDに沿った気候リスク・機会のシナリオ分析支援事業」を実施し、支援事業における実例等を実践ガイドとして取りまとめている。

- Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入により、年間での一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロになるビル。